**資料６－２**

＜参考＞　新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）　3月18日　18：10～　資料より

専門家会議から厚生労働省への要望

新型コロナウイルス感染症の感染者は140 カ国以上にわたり、感染者数は累計で約15 万人以上、死者は約5,800 人と、海外での急激な流行の進展により帰国者および訪日外国人が新型コロナウイルスを持ち込む蓋然性が高くなっている。

最近、海外からの移入との関連が疑われる事例が急増しており、3 月4 日から3月15 日までの間で46 例、同期間内における国内陽性例の約1 割を占める状況であり、直接移入した事例も38 例に上っている。特に、ヨーロッパ諸国、東南アジアやエジプトからの移入が疑われる事例が3 月10 日以降増加しており、3月19 日(木)には専門家会議の見解を発出する予定であるが、その前に帰国者および訪日外国人対応を至急開始する必要があると考える。

入国拒否の対象となる地域からの帰国者は検疫時において健康状態を確認し、症状の有無を問わず、検疫所におけるPCR 検査を実施し、陽性者については検疫法に基づき隔離の対象とする。あわせて、それ以外に感染者が多数に上っているヨーロッパ諸国等、距離的に近い東南アジアから入国する者に対して、2 週間の自宅あるいは宿泊施設などで待機して自己健康観察を実施し、国内において公共交通機関を使用しないよう要請する。

以上

令和2 年3 月17 日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

座長 脇田隆字